# 審查基準 · 標準処理期間整理票

| 処分の内容            |   | 特例介護予防サービス計画費の支給  |           |   |   |
|------------------|---|---|-----------|---|---|
|                  |   | 介護保険法第59条<br>介護保険法施行令第29条   |           |   |   |
| 無対対無             | ■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)                         |   |           |   |   |
|                  | 公表 ■ する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)                              |   |           |   |   |
|                  | 【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)<br>審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 |   |           |   |   |
|                  | ※別紙のとおり   |   |           |   |   |
|                  |   |   |           |   |   |
| 審 査 基 準設定年月日     |   | 平成12年4月1日 審 査 基 準 最終変更年月日   | 平成30年4月1日 |   |   |
| 標準処理期間           |   | ■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。)<br>期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内)<br>□ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当) |           |   |   |
| 標準処理期間 設 定 年 月 日 |   |   | 年         | 月 | 日 |
| 所管部署             |   | 健康福祉部 長寿支援課   |           |   |   |
| 備考               |   |   |           |   |   |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

(別紙)

## 介護保険法

(特例介護予防サービス計画費の支給)

### 第五十九条

市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

- 一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の 地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険 者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当す るサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
- 三 その他政令で定めるとき。
- 2 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- 二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)を基準として、市町村が定める。
- 4 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規 定は前項の規定による権限について準用する。

# 介護保険法施行令

(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)

# 第二十九条

法第五十九条第一項第三号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急 その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合 において、必要があると認めるときとする。